

第百九十八回国会 衆議院 環境委員会 議 録 第 九 号

令和元年六月七日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 秋葉 賢也君

理事 伊藤信太郎君 金子万寿夫君

理事 武村 展英君 理事 とかしきなおみ君

理事 堀内 詔子君 理事 生方 幸夫君

理事 小宮山泰子君 理事 古屋 範子君

理事 鬼木 誠君 勝俣 孝明君

菅家 一郎君 木村 弥生君

笹川 博義君 高木 啓君

高橋ひなこ君 武部 新君

百武 公親君 福山 守君

古田 圭一君 務台 俊介君

長尾 秀樹君 堀越 啓仁君

山本和嘉子君 横光 克彦君

西岡 秀子君 屋良 朝博君

高木美智代君 田村 貴昭君

細野 豪志君

環境大臣 原田 義昭君

環境大臣政務官 勝俣 孝明君

環境大臣政務官 菅家 一郎君

政府参考人 (農林水産省大臣官房審議 小川 良介君)

政府参考人 (環境省自然環境局長) 正田 寛君

環境委員会専門員 関 武志君

委員の異動

六月七日

辞任

秋本 真利君

三浦 靖君

富田 茂之君

補欠選任

鬼木 誠君

高木 啓君

高木美智代君

同日

辞任

鬼木 誠君

高木 啓君

高木美智代君

補欠選任

秋本 真利君

三浦 靖君

富田 茂之君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

環境の基本施策に関する件

愛玩動物看護師法案起草の件

愛玩動物看護師の制度化に関する件

○秋葉委員長 これより会議を開きます。

環境の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として農林水産省大臣官房審議官小川良介君、環境省自然環境局長正田寛君の出席を求め、説明を聴取いたし

たいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○秋葉委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○秋葉委員長 愛玩動物看護師法案起草の件につ

いて議事を進めます。

本件につきましては、鬼木誠君外三名から、自

由民主党、立憲民主党・無所属フォーラム、国民

民主党・無所属クラブ及び公明党の共同提案によ

り、お手元に配付いたしております愛玩動物看護

師法案の起草案を成案とし、本委員会提出の法律

案として決定すべしとの動議が提出されてお

ります。

提出者より趣旨の説明を求めます。鬼木誠君。

○鬼木委員 愛玩動物看護師法案の起草案につ

きまして、提案者を代表して、その趣旨及び内容を

御説明申し上げます。

我が国においては、犬、猫等の愛玩動物は、今

や多くの家庭において、家族の一員としてかけが

えのない存在となっております。

これに伴い、飼い主が求める獣医療の内容も高

度化、多様化しており、獣医師と動物看護師によ

るチーム獣医療の充実が期待されているところで

す。

また、しつけなどの飼い主教育の重要性も指摘

されているほか、動物を介在した介護や福祉、教

育に関する活動も盛んになってきており、これら

の活動の充実に向けて、愛玩動物看護師の役割が

大変重要となっております。

こうした状況を踏まえ、愛玩動物看護師の国家

資格化を図るため、本起草案を得た次第でありま

す。

次に、本起草案の主な内容について御説明申し

上げます。

第一に、この法律は、愛玩動物看護師の資格を

定めるとともに、その業務が適正に運用されるよ

うに規律し、もって愛玩動物に関する獣医療の普

及及び向上並びに愛玩動物の適正な飼養に寄与す

ることを目的としております。

第二に、愛玩動物の範囲を、獣医師法第十七条

に規定する飼育動物のうち、犬、猫その他政令で

定める動物とすることとしております。

第三に、愛玩動物看護師が行う業務として、獣

医師の指示のもとに行われる愛玩動物の診療の補

助、愛玩動物の世話その他の看護及び愛玩動物の

愛護・適正な飼養に係る助言その他の支援を規定

しております。

第四に、愛玩動物看護師にならうとする者は、

愛玩動物看護師国家試験に合格し、農林水産大臣

及び環境大臣の免許を受けなければならないこと

としております。

第五に、農林水産大臣及び環境大臣は、登録機

関及び試験機関を指定することができることとし

ております。

第六に、愛玩動物看護師は、獣医師法第十七条

の規定にかかわらず、診療の補助を行うことを業

とできることとしております。

第七に、愛玩動物看護師でない者は、愛玩動物

看護師又はこれに紛らわしい名称を使用してはな

らないこととしております。

なお、この法律は、指定試験機関等に係る一部

の規定を除き、公布の日から起算して三年を超え

ない範囲内において政令で定める日から施行する

こととしております。

以上が、本起草案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ速やかに御賛同いただきますようお願い

申し上げます。(拍手)

愛玩動物看護師法案

〔本号末尾に掲載〕

○秋葉委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本件について発言を求められておりますので、

順次これを許します。長尾秀樹君。

○長尾(秀)委員 立憲民主党・無所属フォーラム

の長尾秀樹です。よろしくお願いをいたします。

ただいま発言されました愛玩動物看護師法案に

ついて、質疑の発言ということとさせていただきます

たいと思います。

この法案につきましては、超党派議連で議論、

取りまとめがされて、このたび起草をされたとい

うふうに理解をいたしております。この間の関係

者の御努力に敬意を表する次第でございます。

しかし、直接そういう過程にかかわっていない者にとりましては、どういう理由で、あるいはどういいう議論が交わされてきた上で今回の提案に至っているのかというのがわかりにくい部分もございます。

ただいま趣旨の説明がございましたけれども、改めて、この法案の提出に至る経緯、法案の目指すものについて、動議提出者の御答弁をお願いしたいと思っております。

○生方委員 長尾委員にお答えをいたします。

我が国の犬、猫等の飼育頭数は約二千万頭と推計されており、愛玩動物は多くの家庭においてかけがえない存在となっております。そのような中で、飼い主が求める獣医療は高度化する一方で、飼い主によるしつけ等の徹底も求められております。

これらの課題に対処していくためには、愛玩動物の診療における獣医師と動物看護師によるチーム獣医療の体制の整備や、動物看護師によるしつけ教育等の活動の充実が必要であり、動物看護師の役割の重要性が高まっていると思っております。

動物看護師については、民間主体の取組として、資格の統一化や共通の教育カリキュラムの整備等が進められてまいりました。しかしながら、民間の統一資格である認定動物看護師の技術的水準の確保や、専門職としてその業務を十分に果たすことができる環境の整備が喫緊の課題となっております。

これらの近時の愛玩動物をめぐる状況に鑑み、新たに愛玩動物看護師の資格を定めるとともに、その業務が適正に適用されるように規律する必要があるとの認識のもと、愛玩動物を対象とした動物看護師の国家資格化を目指す議員連盟の設立総会が本年二月二十日に開催されました。この議員連盟は、三月二十六日に第二回総会、四月二十六日に第三回総会を開催し、法律制定に向けた議論を行ってまいりました。これまでの議論の成果

として、今回の法律をまとめるに至りました。

本法案は、愛玩動物看護師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もって愛玩動物に関する獣医療の普及及び向上並びに愛玩動物の適正な飼養に寄与することを目的といたしております。

○長尾(秀)委員 ありがとうございます。

次に、なぜ愛玩動物看護師なのかという点についてお聞きをしたいと思っております。

環境省さんは、動物愛護の部門のスタッフ、少数精鋭でこの間取り組んでおられまして、動愛法の求める三Rの遵守など、社会の理解も進んでいるというふうに思っています。そういうことで、実驗動物技術者にも動物看護の知識が必要と言われるようになっていくというふうな思いがあります。こういう空気といいますか、流れを加速させることも必要ではないかと思っております。

今回の法案、なぜ、愛玩動物看護師、つまり動物病院スタッフだけへの国家資格なのか。特定動物又は産業動物にかかわる獣医師及びスタッフもいるのではないかと思っておりますが、動物看護ということで、愛玩動物に限っている理由をお聞きをいたします。

○鬼木委員 我が国の犬及び猫の飼養頭数は現在約二千万頭と推計されており、家族の一員としてかけがえない存在になっていくとも言われております。また、動物愛護管理法において、動物の飼い主に対しては終生飼養の努力義務が課されており、愛玩動物に対する獣医療の需要は高いものと承知しております。

また、愛玩動物の飼い主は、飼養している愛玩動物の看護等について、必ずしも十分な知識、経験等を有しているとは限りません。そのため、愛玩動物の看護及び飼い主等に対する助言その他の支援について、専門的知識を有する愛玩動物看護師の資格の制定が必要となってきております。

これに対して、産業動物については、畜産業者等が産業動物等の飼育に関して一定の知識、経験等を有していることが多いと考えられ、産業動物

等の看護師についての具体的な要望は、現時点では上がっていないものと承知しております。

特定動物や実験動物についても、現時点では要望がないものと承知しております。

このようなことから、愛玩動物看護師の業務の対象は愛玩動物に限ることとさせていただきます。

以上です。

○長尾(秀)委員 要望がないという御答弁かと思っております。ということは、逆に言えば、そういう機運が高まれば、今後、愛玩のみに限らない可能性は将来にあるというふうな理解をいたします。

今後、看護師以外の他分野における免許制度の創設、獣医療の技術的な進歩ということにもしつかり対応していかなければならないと考えております。その意味でも、獣医療にかかわる高度で専門性の高い分野の資格制度の構築ということでも、今後の改正も見込んで取り組んでいただきたいというのを申し上げておきたいと思っております。

それでは、次に、環境省及び農水省にお聞きをいたします。

この法案が成立いたしますと、愛玩動物看護師の国家資格化ということになります。その役割、取組が重要になると思っております。もちろん今でもやっておられると思っておりますが、子供たちを始め、人間が動物にかかわることの難しさや大切さという教育、啓発活動が重要であると思っております。そういう意味で、社会貢献が大いに期待をされます。社会的評価を高める努力を怠らないことが大事であると思っております。

そこで、まず一点、現在、動物診療施設で勤務する動物看護師は具体的にどれぐらいの水準の収入を得ているのかということをお聞きしたいのと、もう一点は、今後、処遇の改善ということになる、最終的には各事業者の判断ということになるかと思っておりますが、人材確保の観点からも、この愛玩動物看護師の国家資格化に当たってどのように関係省庁連携協力をして処遇向上を図る必要が

あると考えております。そういう意味で、職責を担うに適切な処遇、職場環境を充実させる対応について、それぞれ両省で議論をされているのか、どのような対策を考えているのか、見解をお聞きします。

○正田政府参考人 お答えいたします。環境省といたしましては、愛玩動物看護師が、愛玩動物に関する十分な知識や技能を有し、その適正な飼養に関する専門家としての役割が広く認知されることが重要と考えております。

また、愛玩動物看護師の活躍の場は、動物病院を主として、ペットショップでございますとか教育機関など、多岐にわたることが期待されているところでございます。

こうした事情を踏まえまして、関係者と連携いたしまして、愛玩動物看護師全体の処遇の向上に向けて、その社会的役割の周知でございますとか認知度の向上等、必要な環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○小川政府参考人 お答え申し上げます。まず、動物看護師の収入についてお尋ねがございました。

獣医師の給与につきましては、厚生労働省が行っております賃金構造基本統計調査で把握ができるのでございますが、動物看護師につきましましては、現在調査対象となっていないため、統計的に把握できていない状況でございます。

また、二点目に、動物看護師の処遇の向上につきましてお尋ねがございました。

基本的には、環境省からただいま説明があったとおりでございます。

御存じのとおり、愛玩動物の医療はチーム獣医療として動物看護師とセットで行われており、その役割は重要でございます。まさにこの法案にございまして、愛玩動物看護師の国家資格化自体が、まず愛玩動物に関する獣医療の普及及び向上に資するものというふうな認識しております。

○長尾(秀)委員 しつかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、提出者にお伺いしたいと思います。
この法案の目的は、愛玩動物看護師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるよう規律し、もって愛玩動物に関する獣医療の普及及び向上に、愛玩動物の適正な飼養に寄与することとなっております。

以下、条文を見ますと、愛玩動物の愛護という言葉はありますけれども、動愛法の目的又は理念にかかわる言葉は直接見当たりません。動物ということになれば、この動物の愛護及び管理に関する法律、その法の目的、理念である人と動物の共生する社会の実現に大いに寄与するということが大事だと思いますが、この点、いかがでしょうか。

○鬼木委員 動物の愛護及び管理に関する法律の目的である人と動物の共生する社会の実現には、動物の健康及び安全の確保と生活環境の保全を図ることが不可欠でございます。

さきも述べましたように、我が国の犬、猫等の飼育頭数は約二千万頭と推計されており、愛玩動物は、多くの家庭においてかけがえのない存在となっております。

そのような中で、飼い主が求める獣医療は高度化しているが、愛玩動物看護師は飼い主の要請に応えるものであります。また、動物の飼育頭数がふえるに伴いまして、動物の健康及び安全の確保や生活環境の保全のため、飼い主による適正飼養の確保の重要性も増してきております。愛玩動物看護師は、適正な飼養についての支援を行うことも業務としております。

このように、愛玩動物看護師は、動物の愛護及び管理に関する法律の目的である人と動物の共生する社会の実現、これに寄与するものと言えると考えます。

○長尾(秀)委員 次に、現在の動愛法は、昭和四十八年に動物の保護及び管理に関する法律として制定をされまして、以後、先般、今回の改正で四回議員立法で行われております。動物の愛護や管理に関して、議員立法なくして動愛法は存在しな

かったというふうに見えるほど、議員立法としての意義、役割は極めて重大と考えております。

一方で、動物の愛護と管理につきましては、まだ多岐にわたって課題が指摘されてきており、このまま議員立法でよいのかどうか、改正のあり方も再考する必要があるのではないかと考えております。超党派議員連盟でもそのような意見又は議論があったのではないかとありますが、この点、提出者にお聞きをしたいと思っております。

○生方委員 お答えいたします。
動愛法についてはずっと議員立法でやっておりまして、私も、前回のときに環境委員長としてこの動愛法の改正にかかりました。

今回の動愛法の改正、議員立法ですが、直接的には、犬、猫の殺処分を禁止する議員連盟という超党派の議員連盟がございまして、その中に動愛法の改正プロジェクトチームというのができて、そこが、多くの関係団体からこの二年間にわたって多方面から意見を聞いてきた。閣法では、もちろん専門家の意見を聞くことはございますが、議員立法のように、多方面に自由に来ていただいで意見を述べていただき、どのように改正したらいいのかという議論を二年にわたって積み重ねてきて、いわば愛護団体と我々と共同でこの法律をつくったと言っても過言ではないというふうに思います。

そうはいっても、法律を実際につくる過程においては、環境省それから法務局の御協力を得まして、私たちこの法律をつくってまいりました。

議員立法でいいのかどうか、閣法がいいのかどうかという議論は、具体的にはなされたことはございませんが、過去の経歴を見て、議員立法で特段これではいけないというふうなことがありませんので、次回がどうなるか、これはまだ、今成立したばかりでございますのではつきりとは申し上げられませんが、少なくとも議員連盟の間では閣法にしようという話が出なかったということだけお伝えを申し上げさせていただきます。

○長尾(秀)委員 時間が来ましたので終わりたいと思えますけれども、私は、動物の愛護というより保護に変えるべきではないかとも思っております。愛護なのか保護なのか、動物の愛護を動物福祉に改めるべきとか、アニマルウェルフェアなどの定義も今後議論した方がいいのではないかと思っております。

引き続き、動愛法の抜本的見直しも含め、今回、愛玩動物看護師法も、制度設計も含めて引き続き議論、検討すべきであるということをお願いいたします。

○秋葉委員長 次に、屋良朝博君。
○屋良委員 よろしくお願いたします。

まずは、長年の御議論を経て本法をまとめられました議員各位そして関係者の皆様の御尽力に敬意を表したいと思います。

衛生看護師資格から既に三十年余が過ぎて、この間、民間ライセンスの統一化など試みられるなど、御努力なさってこられた諸団体の皆様も、今後のこの制度の充実と発展を見守って期待しております。このことだと思っておりますので、ぜひ充実した制度につくり上げていきたいというふうにお考えしておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず、先ほどの委員の質問で、その意義と課題についてありましたけれども、私も、実は当委員会に参加させていただけるようになってまだ一カ月ちょっとなので、改めて伺いたいんですけれども、この愛玩動物看護師を国家資格とする新制度導入の意義、狙い、課題について、提案者の方からお話を伺いたいと思っております。よろしくお願いたします。

○小宮山委員 御質問ありがとうございます。
我が国の犬、猫等の飼育頭数は約二千万頭と推計されており、愛玩動物は多くの家庭においてかけがえのない存在となっております。

民間主体の取組として、動物看護師の資格の統一化や共通の教育カリキュラムの整備等が進められてきておりましたが、民間の統一資格である認定動物看護師の技術水準の確保や、専門職としての業務を十分に果たすことができる環境の整備が喫緊の課題となっております。

愛玩動物の診療における獣医師と動物看護師によるチーム獣医療体制の整備や、動物看護師によるしつけ教育等の活動の充実が必要であり、動物看護師の役割の重要性が高まっていると言えます。

今回の法案は、これら昨今の愛玩動物をめぐる状況に鑑みて、新たに愛玩動物看護師の資格を国家資格として定めること、また、その業務が適正に運用されるように規律することに大きな意義がございまして。

○屋良委員 ありがとうございます。
認定動物看護師の試験は、おおむね、現在のところ、八五%の高い合格率で推移している状況でございます。資格や経験を問わずに動物看護師として勤務することが可能になっており、技量や技術の均一化に課題があるとも指摘されている分野でございます。

近年の医療技術の進展や獣医療の高度化、専門化が加速しており、獣医療に対する社会的ニーズも多様化している中、このような中で初めて制度化される愛玩動物看護師の人材確保と資質向上を図る上で、看護師の養成カリキュラムをレベルアップし、試験内容の充実を図る必要があると考えられますけれども、この点について基本的な見解をお聞かせください。

○小川政府参考人 お答え申し上げます。
この愛玩動物看護師法案におきましては、愛玩動物看護師は、現在民間の動物看護師が行っている愛玩動物の看護等に加えまして、新たに診療の補助が新たな業務として規定されているところでございます。

この診療の補助を新たに愛玩動物看護師が担うということとなった観点から、その業務が適切に行えるよう、受験資格やあるいは試験内容を今後定めていくこととしております。

○屋良委員 関係団体とも十分に調整した上で、実態に即した内容につくり上げていただきたいというふうに思っております。

試験が始まると、動物医療の現場で、新たな国家資格を保持する人と従前の認定資格の保持者がともに働く時期がしばらく続くこととなります。無用な心配かもしれませんが、資格保持者の質の違いというか格の違いがもしかしたら生じて、その中で序列が生まれたりすると何か現場がぎくしゃくしちゃうって、せつかくのいい制度だと思つて導入したにもかかわらず、何かそれがマイナスイメージがついて、それを広げるといふところのインセンティブがそがれてしまうといふふうなこともやはりどうしても心配してしまふんですね。

関係諸団体も、当然、多くの現在の看護従事者に国家資格の取得を呼びかける啓発活動に取り組まれることだと思っております。政府として、この新制度を広めて、獣医療現場に広く定着させていくような施策をどのように考えておられるのか、御説明ください。

○正田政府参考人 お答えいたします。

委員から御指摘ございましたとおり、本制度を導入されますと、将来的には、獣医療の現場におきまして、国家資格保持者と非保持者の双方が獣医師の業務のサポートに携わるといふことも想定されることでございます。

国家資格を持たない方につきましても、現在の業務を引き続き行うことは可能でございます。さらに、国家資格保持者につきましては、従来の業務に加えまして、獣医師の指示のもと、採血、投薬などの診療の補助業務を行うことができることとなり、その役割の重要性も増し、現場での責任も大きくなっていくと考えているところでございます。

こうした事情を踏まえまして、異なる資格の保有者がそれぞれの専門性を生かして適切にその役割を果たすことができるよう、国家資格保持者が担う業務を明確にするともに、法施行までに十

分に周知を行い、本制度の普及、定着に努めてまいります。

○屋良委員 次に進ませていただきます。

動物病院は全体の約六割が個人経営の小規模な病院だといふふうに言われておりまして、そんな中で、働きながら資格試験を受け直すことの時間的あるいは経済的な負担は大きいのではないかと、いふふうに考えております。例えば、私、我が事に置きかえると、今、働いている中で、新しい国家試験を受けなさいと言われて、仕事で疲れているのに勉強したり講習会に参加しないといけないという、結構な負担だと思ふんですね。

それをどうにかサポートしてあげるような、そんな仕組みがあると、キャリアアップを目指す看護師の人たちがあえて、この制度が充実していくのではないかと、いふふうに期待するんですけれども、そのような仕組みがまず必要なのかどうかといふことも含めて、御見解をお聞かせください。

○小宮山委員 御指摘のとおり、既に民間の資格を所有、取得している方も、講習会を受講した上で改めて国家試験を受験する必要がある、時間的、経済的な負担が生じることはございますが、やはり支援体制は大変重要かと考えます。

講習会の具体的な制度設計については、この法施行後、政府において検討されることとなりますけれども、過度な負担とならないよう、例えば講習会の受験項目の一部免除を検討することなどが考えられております。

○屋良委員 ありがとうございます。もう一つ、受験についてなんですけれども、未修学者の受験資格として、本法によりまして、動物看護に係る累積五年の実務経験を有することといふふうに規定されております。

この実務経験五年の身をどのように算定し、評価するのかということなんですけれども、実務経験の中はそれぞれ違うといふふうに思われます。五年の間フルタイムで実務経験を積まれた方、あるいは時間を限ったパートで五年を過ごし

経験五年という記載、その意味ですね、その中身をどのように算定、評価するのかということ、やはりこれは資格試験にかかわることなので明示しておいた方がいいのではないかと、いふふうに考えますけれども、その点、御見解を聞かせてください。

○正田政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘ございましたとおり、本法案におきましては、五年以上の実務経験を有する者に対する特別措置をいたしまして、法律の施行後五年の間、農林水産大臣と環境大臣が指定する講習会を修了し、予備試験に合格すれば、国家試験の受験資格を取得することができる規定が設けられてございます。

予備試験の受験資格として求められる実務経験の具体的な内容につきましては、今後、施行に向けてまいりたいと考えております。

この検討に当たりましては、国家資格の受験資格に相当する知識及び技能を有する者として求められる質を担保するとともに、愛玩動物看護師を目指す方々の間に不公平が生ずることがないように十分配慮し、適切な制度の運用に努めてまいりたいと考えております。

○屋良委員 受験者が誤解をしないような明確な書きっぷりが必要だといふふうな気がすることだと思ひます。

次に行きます。

国家試験の実施時期なんですけれども、本法案成立から三年以内と規定されておりますけれども、試験時期が明示されないこと、受験者も、いつから準備すればいいのかがいふことを悩んでしまうんじゃないかと心配されます。

動物愛護法で新たに義務化されることが決まりましたマイクログリップの挿入、その作業も、対応すべき数からするとかなり膨大な作業になって、この看護師制度が一日も早く充実して、実施に移行されることが望まれる、現場ではそういう希望が強まってくるというふうに思ひます。

その改定愛護法の実施と本法のスタート時期とは恐らく一対でなければならぬといふふうに思われまふけれども、本法が成立した後、どのようなスケジュールで初回の試験が実施されるのか、その辺の見通しをお聞かせください。

○正田政府参考人 お答えいたします。

本法案におきます施行期日に係る規定を踏まえれば、令和四年度春ごろの施行が想定されますので、当該年度中に最初の国家試験が実施されることと見込まれます。

したがって、今後、施行に向けまして、指定試験機関等の指定、受験資格取得に必要なカリキュラムの検討、試験問題の作成など、必要な準備を計画的に進めることにより、受験生に混乱が生じないように、十分な余裕を持つて周知を図つてまいりたいと考えております。

○屋良委員 ありがとうございます。

次に準備した質問が、愛玩動物看護師の処遇に係るものなんですけれども、先ほどの委員の質問で答えをいただき、多分同じような内容になると思ひますので、ここはちよつと省かせていただきまして、次に移ります。

本法第四条にあります欠格事由についてなんですけれども、罰金以上の刑に処せられた者、あるいは麻薬、大麻、アヘンの中毒者などは受験資格がないといふふうに規定されております。

ただ、刑を終えた人とかあるいは矯正施設を出所された方、社会復帰を目指す方、そういった方々の受験の資格あるいはそのチャンス奪ってしまふものなのかといふふうにもこれは読めるんですね。その辺、ちよつと、書きっぷりも含めて、実際はどのような内容なのかといふことを説明いただけますでしょうか。

○小川政府参考人 お答え申し上げます。

欠格事由についてのお尋ねがございました。本法案ではございませんが、現在、農林水産省が所管し、運用しております獣医師法の第五条に同様の規定がございますので、その運用を説明させていただきます。

まず、罰金以上の刑に処せられた者でございますが、これは、刑法第三十四条の二の規定によりまして、罰金の刑の執行が終わって、罰金以上の刑にその後処せられないで五年を経過したときは、そもそも刑の言渡しの効力を失うこととされております。したがって、五年後、何もなければ、罰金以上の刑に処せられた者でなくなるといふ運用をしております。

また、麻薬、大麻等中毒者でないといったような要件も書いてございますが、獣医師法では、これは医師の診断書の提出によって判断をするといった運用をしております。

以上でございます。

○屋良委員 わかりました。
この法案が成立すれば、恐らくアジアで初めての看護師の国家資格となるわけでございます。日本の高い技術を国際スタンダードとしてブランド化を図ることができれば、業界全体の底上げにもつながるし、もしかしらば、日本で学ぼうというふうな思ってくる外国の留学生も来られるかもしれない、そんな可能性を秘めているものだと思います。

愛玩動物に対する高度医療、きめ細かなケアを国際社会にアピールできる効果は大きいと考えられますし、これはまた夢が膨らむ話だというふうな思っております。その点、大臣、提案者のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○原田国務大臣 全く御指摘のとおりでございます。わがわがアピールをしなくても、こうして日本が率先をして、大事な動物の健康の保持や、しつけなど飼育主の責任の徹底を求める社会的ニーズに対応した知識と技能を有する専門職として、こういう新しい制度、国家試験まで導入して育てるといふのは、間違いなく、今後、国際社会でも高い評価を受けるものではないか、こう期待しているところであります。

本国家資格は、動物愛護管理法を効果的に運用していく上でも重要であると考えておりまして、今後、愛玩動物看護師の社会的役割の周知に努め

るなど、適切な運用を図ってまいりたい、こう思っております。

○秋葉委員 小宮山君、簡潔にお願いします。
○小宮山委員 愛玩動物看護師の活躍の場は、動物病院を主に、ペットショップや教育機関の多岐にわたるところがあります。この法案ができることによって、労働基準法等雇用関係に係る規定の対応整備がされることで、また職業として注目もされる、また、安定していくことも期待されております。

アジアで最初の国家資格化ということにおいて、委員の指摘のとおり、これが世界に通用する資格となる、そして、日本で学んだ資格が国際標準となるということも期待をさせていただいております。

以上です。

○屋良委員 ありがとうございます。
時間ですので、終わります。
○秋葉委員長 次に、田村貴昭君。
○田村(貴)委員 日本共産党の田村貴昭です。まず、提案者に質問します。

今回、動物看護の対象を飼育動物全般とせず、愛玩動物に限定したのは、いかなる理由によつてでしょうか。簡潔にお答えいただきたいと思っております。

○鬼木委員 我が国の犬及び猫の飼養頭数は現在約二千万頭と推計されておりまして、家族の一員としてかけがえのない存在とされております。また、動物愛護管理法において、動物の飼育主に対しては終生飼養の努力義務が課されており、愛玩動物に対する獣医療の需要は高まっております。また、愛玩動物の飼育主は、飼養している愛玩動物の看護等について、必ずしも十分な知識、経験等を有しているとは限りません。そのため、愛玩動物の看護及び飼育主等に対する助言その他の支援について、専門的な知識を有する愛玩動物看護師の資格の制定が必要となっております。

これに対して、産業動物については、畜産業者等が産業動物の飼育に関して一定の知識、経験等

を有していることが多いと考えられ、産業動物の看護師についての具体的な要望は、現時点では上がっていないものと承知しております。

また、特定動物や実験動物についても、現段階では要望がないものと承知しております。このようなことから、愛玩動物看護師の業務の対象は愛玩動物に限ることとさせていただきます。

○田村(貴)委員 必要性とその議論については、やはり深めていく余地というのはいっぱいあるわけなんです。時間があればちょっと後で指摘したいと思うんですけども。

獣医師法第一条では、「獣医師は、飼育動物に関する診療及び保健衛生の指導その他の獣医事をつかさどることによつて、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与するものとする」という規定があります。つまり、公益的な役割を定めているところであり、その獣医師の指示のもとに医療行為が許容される愛玩動物看護師においても、獣医師法と同様に国家資格化に値する公益的役割が求められると私は考えますけれども、いかがでしょうか。

○生方委員 田村委員にお答えをいたします。今回の法律は、愛玩動物看護師の資格を定め、その業務を規律することにより、愛玩動物に関する獣医療の普及及び向上並びに愛玩動物の適正な飼養に寄与することを目的としております。

愛玩動物看護師は、獣医師の指示のもとに診療の補助を行うことを業務の一つとして、愛玩動物から、獣医師の公益的な役割に貢献し、愛玩動物に関する獣医療の普及及び向上に寄与するものであります。

また、愛玩動物の適正な飼養に寄与すること、動物愛護管理法が目的とする人と動物の共生する社会の実現にも寄与するものと考えられております。

愛玩動物看護師には、以上のような公益的役割があるものと考えております。

○田村(貴)委員 公益的役割があるし、それが追求されなければいけないと。

そうであるならば、やはり愛玩動物看護師は、認定動物看護師以上にしつかりとしたものでなければならぬと思います。単にスライドするということであってはならないと思います。

引き続き提案者に質問しますが、法案四十条、愛玩動物看護師が担う診療の補助について伺います。

具体的にはどういう行為を指しているのか、そして、それは何に定めるのかについて、説明をお願いいたします。

○高木(美)委員 お答えいたします。愛玩動物看護師が行う診療の補助の内容については、提案者いたしましたは、獣医師の指示のもとに行う採血、投薬、マイクロチップの挿入、また、カテーテルによる採尿等を想定しております。

診療の補助の具体的な内容につきましては、この法律の施行後、政府において検討されることとなりますが、愛玩動物看護師が、診療の補助としてどのような行為ができて、どのような行為ができないのかは、明確にされなければならないと考えます。

例えば、人の看護師が医師の指示のもとに行う診療の補助の範囲につきましては、厚生労働省の医政局長通知等を通じて明らかにされております。愛玩動物看護師が獣医師の指示のもとに行う診療の補助につきましても、農水省において、同様の方法により、その範囲が明確にされていくことが考えられます。

○田村(貴)委員 今提案者の方から答弁があった、採血、投薬、それからマイクロチップの挿入、それからカテーテルによる採尿、こうしたことについては、法案のどこにも書いていないわけなんです。そして、今からこれを決めていくと、例えば、獣医師会と動物看護協会の間で今協議中だというふうな何っております。そして、医師の指示のもとに何といたしても、それ

は医師が立ち会うのか、あるいは電話でも指示は指示として成り立つのか、そうした大事なところが、この法案審議の現時点で示されていないわけなんです。

農水省においても、これは人医療としてのいわゆるこんな行為ではないかというような提示だと思っただけでも、そういう意味では、ちょっと生煮え感がある、生煮えになっているんじゃないかというふうには考えられるわけでありまして。

続いて、環境省の方にお伺いをいたします。法案三十四条、指定試験機関についてであります。

もし動物看護師統一認定機構が試験実務を担う指定試験機関となるのであれば、これは単なる横滑りです。国家資格試験として、国は、この愛玩動物看護師の国家資格を与えるという試験について、どうかかわっていくんでしょうか。

○正田政府参考人 お答えいたします。

本法案におきましては、「農林水産大臣及び環境大臣は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その指定する者に、試験の実施に関する事務を行わせることができる。」と規定されているところでございます。

また、農林水産省及び環境省は、試験問題の作成を行う愛玩動物看護師試験委員の要件を定める等により、試験内容が適正なものになるよう担保するとともに、指定した指定試験機関に対し、事業計画及び試験事務規程を認可し、さらに、必要に応じて報告徴収や立入検査を行うなど、試験の実施に関する監督を行うこととされてございます。

これらの規定を踏まえまして、試験の実務がしっかりと進められるよう、制度の適切な運用のために、その役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

○田村(貴)委員 しっかりと監督の役割を果たしていくということですね。

次に、農水省にお尋ねします。試験というものは、愛玩動物看護師を目指す全て

の受験生にとって公平で公正でなければなりません。例えば、試験委員の選任において、あるいは試験問題の作成等において、いかにして公平性を確保していくか、どのようにお考えでしょうか。

○小川政府参考人 お答え申し上げます。

愛玩動物看護師法案に基づいて行われる試験でございますが、委員御指摘のとおり、公平公正に行われることが必要だというふうにお考えでございます。

この試験でございますが、この法案におきましては、農林水産大臣及び環境大臣が指定する指定試験機関に行わせることができることとされておりますが、まず、その指定に当たりまして、法案第三十八条の規定により準用されます十二条でございますけれども、試験事務の実施に関する計画が適正であるといったことが求められておりますし、また、この試験事務を公正に実施することができないおそれがある場合は指定してはならないというふうな規定がござります。

さらに、指定試験機関が試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあるという場合には、三十八条の規定により準用されます二十二条の規定により、指定を取り消さなければならぬといった形で規定されているところでございます。

さらに、先ほど委員御指摘がございましたとおり、三十五条におきましては、試験問題の作成あるいは採点を行う試験委員は指定試験機関が選任することとされており、また、第三十六条におきまして、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持しつつ不正の行為のないようにしなければならぬと規定されており、かつ、第四十六条におきましては、この不正の採点をした試験委員への罰則として、一年以下の懲役あるいは五十万円以下の罰金に処するといったような仕組みになっております。

これらの規定に基づきまして、国家資格試験が適正に行われるよう、農林水産省としても監督してまいりたいと考えております。

○田村(貴)委員 しっかりと行うということであり、提案者にお尋ねします。

愛玩動物看護師の輩出が始まったとして、国家資格を持たない従事者が職場から排除されてしまっているのではないかと懸念については、いかがお考えでしょうか。

○小宮山委員 愛玩動物看護師の業務のうち、診療の補助については、現行、獣医師以外に行うことができない業務であるけれども、この法律の施行後は、愛玩動物看護師の資格があれば行うことができるということとなる新しい業務と捉えております。

他方、入院動物の世話そのほかの愛玩動物の看護や、愛玩動物の飼養者等に対するその愛護及び適正な飼養に係る助言そのほかの支援については、愛玩動物看護師でなくても行うことができるようになっております。

このように、国家資格を持たないこれまでの従事者も、現在の業務を引き続き行うことができるため、必ずしも職場から排除されるものとは考えておりません。

○田村(貴)委員 排除されてはいけないと思っております。ここに対するやはり注視が必要だということに考えます。

ちょっと戻るんですけど、農水省に、獣医師の資格試験については、例えばその質問づくりとか等においてどういふふうな苦慮されているか、努力されているか、そういったことについてちょっと説明していただけますか。

○小川政府参考人 獣医師国家試験につきまして、獣医師法に基づきまして、これは獣医事審議会が実施をする。そして、それを農林水産大臣が監督をするといった仕組みになっております。まさに、第三者機関でございますところであります。獣医事審議会が、試験問題の作成委員等と問題の作成といったことにつきまして慎重に作業を進めてきているといった運用を行っているところでございます。

○田村(貴)委員 何え、質問づくりを、一人の試験委員には全権を与えないとか、そういった取組を踏襲していきたいというふうな何ってありますので、そこはしっかりとやっていただきたいというふうな思いです。

まず、一番最初に鬼木議員から説明があった飼育動物全般についての考え方でありますけれども、獣医師は、獣医師法でその任務を、「飼育動物に関する診療及び保健衛生の指導」というふうな定められており、主に家畜伝染病予防など防疫の第一線に立つて公衆衛生に責任を負う立場から、獣医師としての国家資格がされてきた経緯があるわけなんです。その獣医師の診療補助を行う国家資格の専門職を創設するのであれば、今回、本来は、同様の責務を明確にした上で、飼育動物全般を対象にした動物看護師とすべきであつたというふうな考えのわけでありまして。

そして、これまでBSEがあり、鳥インフルエンザがあり、口蹄疫の問題もございました。今は豚コレラの問題も起こっています。家畜伝染病の発生の際に、産業動物分野における動物看護師の法制度化というのは、そのたび審議されてきたんですね。検討が必要だ、必要じゃないかというふうな、農水省や国会の場でたびたび指摘されてきたわけなんです。ですから、これはやはりこれから検討していかなければならぬ。産業動物の獣医師さんが地域偏在がある、足らないところはしっかりとあるわけですね。そうした問題とあわせて、じゃ、獣看護師全体の問題もこれからあわせていくという課題は私は残っているというふうな考えでおります。

さらに、大学とか専門学校におけるいわゆる教育の現場では、診療分野まで含むカリキュラムがこれから導入されてまいります。獣医師それから獣看護師、そうした獣医療を提供するといったところで、ふさわしい水準までその引上げが果たしてちゃんと行われるのかといった課題もあつた。また、国家資格をもって、今の動物病院等の従

事者、それから新しく愛玩動物看護師となられる方の賃金が即引き上げられる、処遇が改善されるということについては、まだ何も担保がされていないところであります。

いろいろ申しましたけれども、今度の法提案において、さまざままだ検討課題があるというふうに思っています。それから、施行に至るまでにしっかりと詰めなければいけないといったところもありません。そのことを指摘して、きょうの質問を終わります。

○秋葉委員長 以上で発言は終了いたしました。お諮りいたします。

本起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○秋葉委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○秋葉委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○秋葉委員長 次に、本法律案の提出に際しまして、とかしきなおみ君外三名から、自由民主党、立憲民主党・無所属フォーラム、国民民主党・無所属クラブ及び公明党の共同提案による愛玩動物看護師の制度化に関する件について決議すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。屋良朝博君。

○屋良委員 たいだいま議題となりました愛玩動物看護師の制度化に関する件につきまして、提案者を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

趣旨の説明は、案文を朗読してかえさせていただきます。と存じます。

愛玩動物看護師の制度化に関する件(案) 政府は、「愛玩動物看護師法」を施行するに当たっては、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

一 愛玩動物看護師が獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の診療の補助等に必要となる専門的知識・技能を十分に有した資格となるよう、その資質の向上の観点から、受験資格を得るために必要な教育養成機関における養成課程及び国家試験の内容の充実を努めること。

二 現行の動物看護師が愛玩動物看護師の受験資格を取得できるよう、講習会及び予備試験の実施等について十分配慮すること。

三 愛玩動物看護師の制度化による業務独占及び名称独占が、現行の動物看護師の業務遂行に支障をきたさないよう十分配慮すること。

四 動物看護師の業務は動物診療施設のみならず動物関連施設、企業及び教育機関など活動の場が多岐にわたっていることから、関係省庁間及び関連団体との連携に努めること。

五 愛玩動物看護師の資格取得のための教育養成機関等における費用負担の増加等が、動物看護師志望者を抑制することにつながらないように、動物看護師全体の処遇の向上に向けて、その社会的役割の周知や認知度の向上等、必要な環境整備に努めること。

六 動物の愛護及び管理に関する法律の実効性を確保する観点から、愛玩動物看護師が適切に役割を果たすことができるよう、同法との連携に十分配慮すること。

七 愛玩動物看護師の制度化に伴う諸施策を着実に実施するため、必要な体制の確保に向けて、万全を期すよう努めること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○秋葉委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○秋葉委員長 起立総員。よって、本動議のとおり決議することに決しました。

この際、ただいまの決議につきまして、政府から発言を求められておりますので、これを許します。原田環境大臣。

○原田環境大臣 たいだいまの委員会決議につきましては、その趣旨を十分に尊重いたしまして、関係省庁とも連絡を図りつつ、努力してまいる所存でございます。

○秋葉委員長 お諮りいたします。本決議の議長に対する報告及び関係各方面への参考送付等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○秋葉委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時五十八分散会

愛玩動物看護師法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 免許(第三条―第二十八条)
- 第三章 試験(第二十九条―第三十九条)
- 第四章 業務等(第四十条―第四十三条)
- 第五章 罰則(第四十四条―第四十八条)

附則 第一章 総則

第一条 この法律は、愛玩動物看護師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もって愛玩動物に関する獣医療の普及及び向上並びに愛玩動物の適正な飼養に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「愛玩動物」とは、獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)第十七条に規定する飼育動物のうち、犬、猫その他政令で定める動物をいう。

2 この法律において「愛玩動物看護師」とは、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けて、愛玩動物看護師の名称を用いて、診療の補助(愛玩動物に対する診療(獣医師法第十七条に規定する診療をいう。))の一環として行われる衛生上の危害を生ずるおそれが少ないと認められる行為であつて、獣医師の指示の下に行われるものをいう。以下同じ。及び疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護並びに愛玩動物を飼養する者その他の者に対するその愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援を業とする者をいう。

第二章 免許

第三条 愛玩動物看護師にならうとする者は、愛玩動物看護師国家試験(以下「試験」という。)に合格し、農林水産大臣及び環境大臣の免許(第三十一条第三号を除き、以下「免許」という。)を受けなければならない。

(欠格事由)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

一 罰金以上の刑に処せられた者

二 前号に該当する者を除くほか、愛玩動物看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者

三 心身の障害により愛玩動物看護師の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令・環境省令で定めるもの

四 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

(愛玩動物看護師名簿)

第五条 農林水産省及び環境省にそれぞれ愛玩動物看護師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

(登録及び免許証の交付)
第六条 免許は、試験に合格した者の申請により、愛玩動物看護師名簿に登録することによって行う。

2 農林水産大臣及び環境大臣は、免許を与えたときは、愛玩動物看護師免許証を交付する。
(意見の聴取)

第七条 農林水産大臣及び環境大臣は、免許を申請した者について、第四条第三号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、農林水産大臣及び環境大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

(愛玩動物看護師名簿の訂正)
第八条 愛玩動物看護師は、愛玩動物看護師名簿に登録された免許に関する事項に変更があつたときは、三十日以内に、当該事項の変更を農林水産大臣及び環境大臣に申請しなければならない。

(免許の取消し等)
第九条 愛玩動物看護師が第四条各号のいずれかに該当するに至つたときは、農林水産大臣及び環境大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて愛玩動物看護師の名称の使用の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたときその他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第六条の規定を準用する。

(登録の消除)
第十条 農林水産大臣及び環境大臣は、免許がその効力を失つたときは、愛玩動物看護師名簿に登録されたその免許に関する事項を消除しなければならない。

(免許証の再交付手数料)

第十一条 愛玩動物看護師免許証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。
(指定登録機関の指定)

第十二条 農林水産大臣及び環境大臣は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、愛玩動物看護師の登録の実施等に関する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3 農林水産大臣及び環境大臣は、他に第一項の規定による指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしているとき認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 農林水産大臣及び環境大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二 申請者がその行う登録事務以外の業務により登録事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第二十三条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

(指定登録機関の役員及び解任)
第十三条 指定登録機関の役員は、農林水産大臣及び環境大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 農林水産大臣及び環境大臣は、指定登録機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む)若しくは第十五条第一項に規定する登録事務規程に違反する行為をしたとき又は登録事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、当該役員を解任を命ずることができる。

(事業計画の認可等)
第十四条 指定登録機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第十二条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、農林水産大臣及び環境大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

(登録事務規程)
第十五条 指定登録機関は、登録事務の開始前に、登録事務の実施に関する規程(以下「登録事務規程」という。)を定め、農林水産大臣及び環境大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 登録事務規程で定めるべき事項は、農林水産省令・環境省令で定める。

3 農林水産大臣及び環境大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実

な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを變更すべきことを命ずることができる。
(規定の適用等)

第十六条 指定登録機関が登録事務を行う場合における第五条、第六条第二項(第九条第二項において準用する場合を含む)、第八条、第十条及び第十一条の規定の適用については、第五条中「農林水産省及び環境省にそれぞれ」とあるのは「指定登録機関」と、第六条第二項中「農林水産大臣及び環境大臣」とあるのは「指定登録機関」と、「免許を与えたときは、愛玩動物看護師免許証」とあるのは「前項の規定による登録をしたときは、当該登録に係る者に愛玩動物看護師免許証明書」と、第八条及び第十条中「農林水産大臣及び環境大臣」とあるのは「指定登録機関」と、第十一条中「愛玩動物看護師免許証明書」とあるのは「愛玩動物看護師免許証明書」と、「国」とあるのは「指定登録機関」とする。

2 指定登録機関が登録事務を行う場合において、愛玩動物看護師名簿に免許に関する事項の登録を受けようとする者又は愛玩動物看護師免許証明書の書換交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

3 第一項の規定により読み替えて適用する第十条及び前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(秘密保持義務等)
第十七条 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)
第十八条 指定登録機関は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、

これに登録事務に関する事項で農林水産省令・環境省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(監督命令)

第十九条 農林水産大臣及び環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告)

第二十條 農林水産大臣及び環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、指定登録機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第二十一条 農林水産大臣及び環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録事務の休廃止)

第二十二条 指定登録機関は、農林水産大臣及び環境大臣の許可を受けなければ、登録事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第二十三条 農林水産大臣及び環境大臣は、指定登録機関が第十二条第四項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 農林水産大臣及び環境大臣は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったとき

は、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十二条第三項各号の要件を満たさなくなったと認められるとき。

二 第十三条第二項、第十五条第三項又は第十九条の規定による命令に違反したとき。

三 第十四条又は前条の規定に違反したとき。

四 第十五条第一項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行ったとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

(指定等の条件)

第二十四条 第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項又は第二十一条の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(指定登録機関がした処分等に係る審査請求)

第二十五条 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、農林水産大臣及び環境大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、農林水産大臣及び環境大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、指定登録機関の上級行政庁とみなす。

(農林水産大臣及び環境大臣による登録事務の実施等)

第二十六条 農林水産大臣及び環境大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、登録事務を行わないものとする。

2 農林水産大臣及び環境大臣は、指定登録機関が第二十二條の規定による許可を受けて登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十三條第二項の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき又は指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、登録事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十三條第二項の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき又は指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、登録事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(公示)

第二十七条 農林水産大臣及び環境大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十二条第一項の規定による指定をしたとき。

二 第二十二條の規定による許可をしたとき。

三 第二十三條の規定により指定を取り消し、又は登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第二項の規定により登録事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき又は自ら行っていない登録事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(農林水産省令・環境省令への委任)

第二十八条 この章に規定するもののほか、免許の申請、愛玩動物看護師名簿の登録、訂正及び消除、愛玩動物看護師免許証又は愛玩動物看護師免許証明書の交付、書換交付及び再交付、第二十六條第二項の規定により農林水産大臣及び環境大臣が登録事務の全部又は一部を行う場合における登録事務の引継ぎその他免許及び指定登録機関に関し必要な事項は、農林水産省令・環境省令で定める。

第三章 試験

(試験)
第二十九条 試験は、愛玩動物看護師として必要な知識及び技能について行う。

(試験の実施)
第三十条 試験は、毎年一回以上、農林水産大臣及び環境大臣が行う。

(受験資格)

第三十一条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学において農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を修めて卒業した者

二 農林水産省令・環境省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事が指定した愛玩動物看護師養成所において、三年以上愛玩動物看護師として必要な知識及び技能を修得した者

三 外国の第二条第二項に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で愛玩動物看護師に係る農林水産大臣及び環境大臣の免許に相当する免許を受けた者で、農林水産大臣及び環境大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

(試験の無効等)

第三十二条 農林水産大臣及び環境大臣は、試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 農林水産大臣及び環境大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとする。ことができる。

(受験手数料)

第三十三条 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

(指定試験機関の指定)

第三十四条 農林水産大臣及び環境大臣は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、試験の実施に関する事務(以下「試験事務」とい

う。)を行わせることができる。

2. 指定試験機関の指定は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、試験事務を行うおとする者の申請により行う。

(指定試験機関の愛玩動物看護師試験委員)

第三十五条 指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を愛玩動物看護師試験委員(次項及び第三項並びに次条並びに第三十八条において読み替えて準用する第十三条第二項及び第十七条において「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、農林水産省令・環境省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、農林水産大臣及び環境大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があったときも、同様とする。

第三十六条 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

(受験の停止等)

第三十七条 指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、試験に不正の行為があったときは、その不正行為に係るのある者に対しては、その受験を停止させることができる。

2 前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第三十二条及び第三十三条第一項の規定の適用については、第三十二条第一項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは「その試験」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項又は第三十七条第一項」と、第三十三条第一項中「回」とあるのは「指定試験機関」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第三十二条第一項の規定により指定試験機関に納めら

れた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(準用)

第三十八条 第十二条第三項及び第四項、第十三条から第十五条まで並びに第十七条から第二十七条までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、これらの規定中「登録事務」とあるのは「試験事務」と、「登録事務規程」とあるのは「試験事務規程」と、第十二条第三項中「第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と、「前項」とあるのは「同条第二項」と、同条第四項中「第二項の申請」とあるのは「第三十四条第二項の申請」と、第十三条第二項中「役員」とあるのは「役員(試験委員を含む。）」と、第十四条第一項中「第十二条第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と、第十七条中「役員」とあるのは「役員(試験委員を含む。）」と、第二十三条第二項第三号中「又は前条」とあるのは「前条又は第三十五条」と、第二十四条第一項及び第二十七條第一号中「第十二条第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と読み替えるものとする。

(試験の細目等)

第三十九条 この章に規定するもののほか、試験科目、第三十一条第二号の規定による愛玩動物看護師養成所の指定、受験手続、試験事務の引継ぎその他試験及び指定試験機関に関し必要な事項は、農林水産省令・環境省令で定める。

第四章 業務等

(業務)
第四十条 愛玩動物看護師は、獣医師法第十七条の規定にかかわらず、診療の補助を行うことを業とすることができる。

2 前項の規定は、第九条第一項の規定により愛玩動物看護師の名称の使用の停止を命ぜられていない者については、適用しない。

(獣医師との連携)

第四十一条 愛玩動物看護師は、その業務を行うに当たっては、獣医師との緊密な連携を図り、適正な獣医療の確保に努めなければならない。

(名称の使用制限)

第四十二条 愛玩動物看護師でない者は、愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

(経過措置)

第四十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的の必要と判断される範囲内において、所要の経過措置罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第四十四条 第十七条第一項(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、登録事務又は試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 第二十三条第二項(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による登録事務又は試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 第三十六条の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
二 第二十条(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
三 第二十一条第一項(第三十八条において準用する場合を含む。)以下この号において同じ。)の規定による立入り若しくは検査を拒

み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第二十二条(第三十八条において準用する場合を含む。)の許可を受けずに登録事務又は試験事務の全部を廃止したとき。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項の規定により愛玩動物看護師の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、愛玩動物看護師の名称を使用したもの
二 第四十二条の規定に違反して、愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用した者

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条(第十八条及び第二十五条の規定を準用する部分を除く。及び第三十九条の規定並びに第四十四条、第四十五条及び第四十七条(第一号を除く。))の規定(指定試験機関に係る部分に限る。)並びに附則第四条、第五条、第九条及び第十条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(受験資格の特例)
第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三十一条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。
一 次のいずれかに該当する者であつて、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から五年を経過する日までに農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会の課程を修了したものの
イ 施行日前に学校教育法に基づく大学を卒業した者であつて、当該大学において農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を修

めたもの

ロ 施行日前に学校教育法に基づく大学に入
学した者であつて、農林水産大臣及び環境
大臣の指定する科目を修めて施行日以後に
卒業したものの

ハ 第二条第二項に規定する業務(診療の補
助を除く。)に必要な知識及び技能を修得さ
せる養成所であつて都道府県知事が指定し
たものにおいて、施行日前に当該知識及び
技能の修得を終えた者

ニ 第二条第二項に規定する業務(診療の補
助を除く。)に必要な知識及び技能を修得さ
せる養成所であつて都道府県知事が指定し
たものにおいて、この法律の施行の際現に
当該知識及び技能を修得中であり、その修
得をこの法律の施行日以後に終えた者

二 愛玩動物看護師国家試験予備試験(以下「予
備試験」という。)に合格した者
(予備試験)

第三条 農林水産大臣及び環境大臣は、試験を受
けようとする者が第三十一条第一号又は第二号
に掲げる者と同等の知識及び技能を有するかと
うかを判定することを目的として、施行日から
五年を経過する日までの間、毎年一回以上、予
備試験を行う。

2 予備試験は、第二条第二項に規定する業務
(診療の補助を除く。)を五年以上業として行つ
た者又は農林水産大臣及び環境大臣がこれと同
等以上の経験を有すると認める者であつて、農
林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会の課
程を修了したものでなければ、受けることがで
きない。

3 第三十二条及び第三十三条の規定は、予備試
験について準用する。

第四条 農林水産大臣及び環境大臣は、前条第一
項の規定により予備試験を行う場合において、
第三十四条第一項の規定により指定試験機関の
指定をするときは、当該指定試験機関に、予備
試験の実施に関する事務(次項及び次条におい

て「予備試験事務」という。)を行わせるものとす
る。

2 前項の規定により指定試験機関に予備試験事
務を行わせる場合における第三十四条第二項、
第三十五条第一項、第三十六条、第三十七条、
第三十八条及び第四十条から第四十七条まで
の規定の適用については、第三十四条第二項中
「試験事務」とあるのは「試験事務及び附則第四
条第一項に規定する予備試験事務(以下この章
及び第五章において「予備試験事務」という。)
と、第三十五条第一項中「試験の」とあるのは
「試験及び愛玩動物看護師国家試験予備試験(以
下この章において「予備試験」という。))の」と、
第三十六条中「試験の」とあるのは「試験及び予
備試験の」と、第三十七条第一項中「試験事務」
とあるのは「試験事務及び予備試験事務」と、
「試験に」とあるのは「試験又は予備試験に」と、
同条第二項中「試験事務」とあるのは「試験事務
及び予備試験事務」と、第三十三条第一項の規
定」とあるのは「第三十三条の規定(附則第三条
第三項において準用する場合を含む。))の」と、「第
三十二条第一項中」とあるのは「第三十二条第一
項中「試験に」とあるのは「試験又は愛玩動物看
護師国家試験予備試験(以下この条及び次条に
おいて「予備試験」という。))に」と、「その
試験」とあるのは「その試験又は予備試験」と、
「前項又は第三十七条第一項」とあるのは「前項
又は附則第四条第二項の規定により読み替えて
適用する第三十七条第一項」と、「第三十三条第
一項中」とあるのは「試験」とあるのは「試験又
は予備試験」と、第三十三条第一項中「試験」と
あるのは「試験又は予備試験」と、「とする」と
あるのは「と、同条第二項中「試験」とあるのは
「試験又は予備試験」と」と、同条第三項
中「前項」とあるのは「附則第四条第二項の規定
により読み替えて適用する前項」と、第三十八
条中「これらの規定」とあるのは「これらの規定
(第十二条第三項第一号を除く。))と、「試験事
務」とあるのは「試験事務及び予備試験事務」と

と、「試験事務規程」とあるのは「試験及び予備
試験事務規程」と、「同条第四項」とあるのは「同
項第一号中、登録事務の実施」とあるのは「
「試験事務及び附則第四条第一項に規定する
予備試験事務(以下この章において「予備試験事
務」という。))の実施」と、「登録事務」とあるのは
「予備試験事務及び予備試験事務」と、「登録事
務の適正」とあるのは「予備試験事務及び予備試験事
務の適正」と、同条第四項」と、「第三十五条」と
あるのは「附則第四条第二項の規定により読み
替えて適用する第三十五条」と、第四十四条及
び第四十五条中「第三十八条」とあるのは「附則
第四条第二項の規定により読み替えて適用する
第三十八条」と、「試験事務」とあるのは「試験事
務及び予備試験事務」と、第四十六条中「第三十
六条」とあるのは「附則第四条第二項の規定によ
り読み替えて適用する第三十六条」と、第四十
七条第一号及び第四号中「第三十八条」とあるの
は「附則第四条第二項の規定により読み替えて

別表第一第三十二号(二十)の次に次のように加える。
(二十の二) 愛玩動物看護師法(令和元年法律第
九号)による愛玩動物看護師名簿に於ける登録
イ 愛玩動物看護師法第六條第一項(登録)の愛玩動物看
護師の登録
ロ 登録事項の変更の登録
登録件数 一件につき九千円
登録件数 一件につき千円

と、「試験事務規程」とあるのは「試験及び予備
試験事務規程」と、「同条第四項」とあるのは「同
項第一号中、登録事務の実施」とあるのは「
「試験事務及び附則第四条第一項に規定する
予備試験事務(以下この章において「予備試験事
務」という。))の実施」と、「登録事務」とあるのは
「予備試験事務及び予備試験事務」と、「登録事
務の適正」とあるのは「予備試験事務及び予備試験事
務の適正」と、同条第四項」と、「第三十五条」と
あるのは「附則第四条第二項の規定により読み
替えて適用する第三十五条」と、第四十四条及
び第四十五条中「第三十八条」とあるのは「附則
第四条第二項の規定により読み替えて適用する
第三十八条」と、「試験事務」とあるのは「試験事
務及び予備試験事務」と、第四十六条中「第三十
六条」とあるのは「附則第四条第二項の規定によ
り読み替えて適用する第三十六条」と、第四十
七条第一号及び第四号中「第三十八条」とあるの
は「附則第四条第二項の規定により読み替えて

適用する第三十八条」と、同号中「試験事務」と
あるのは「試験事務及び予備試験事務」とする。
第五条 前二条に規定するもののほか、予備試験
の試験科目及び受験手続、予備試験事務の引継
ぎその他予備試験及び予備試験事務を行う指定
試験機関に関し必要な事項は、農林水産省令
・環境省令で定める。
(名称の使用制限に関する経過措置)
第六条 この法律の施行の際現に愛玩動物看護師
又はこれに紛らわしい名称を使用している者に
ついては、第四十二条の規定は、この法律の施
行後六月間は、適用しない。
(試験及び予備試験の実施に関する特例)
第七条 第三十条及び附則第三条第一項の規定に
かかわらず、施行日の属する年においては、試
験及び予備試験を行わないことができる。
(登録免許税法の一部改正)
第八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十
五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号(二十)の次に次のように加える。
(二十の二) 愛玩動物看護師法(令和元年法律第
九号)による愛玩動物看護師名簿に於ける登録
イ 愛玩動物看護師法第六條第一項(登録)の愛玩動物看
護師の登録
ロ 登録事項の変更の登録
登録件数 一件につき九千円
登録件数 一件につき千円

(農林水産省設置法の一部改正)
第九条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九
十八号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項第二十二号中「獣医師及び」を削
り、同号の次に次の二号を加える。
二十二の二 獣医師に関すること。
二十二の三 愛玩動物看護師に関する事務の
うち所掌に係るものに関すること。
(環境省設置法の一部改正)
第十条 環境省設置法(平成十一年法律第百一号)
の一部を次のように改正する。

適用する第三十八条」と、同号中「試験事務」と
あるのは「試験事務及び予備試験事務」とする。
第五条 前二条に規定するもののほか、予備試験
の試験科目及び受験手続、予備試験事務の引継
ぎその他予備試験及び予備試験事務を行う指定
試験機関に関し必要な事項は、農林水産省令
・環境省令で定める。
(名称の使用制限に関する経過措置)
第六条 この法律の施行の際現に愛玩動物看護師
又はこれに紛らわしい名称を使用している者に
ついては、第四十二条の規定は、この法律の施
行後六月間は、適用しない。
(試験及び予備試験の実施に関する特例)
第七条 第三十条及び附則第三条第一項の規定に
かかわらず、施行日の属する年においては、試
験及び予備試験を行わないことができる。
(登録免許税法の一部改正)
第八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十
五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号の次に次の一号を加え
る。
十七の二 愛玩動物看護師に関する事務のう
ち所掌に係るものに関すること。
理由
近時の愛玩動物をめぐる状況に鑑み、新たに愛
玩動物看護師の資格を定めるとともに、その業務
が適正に運用されるように規律する必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。

理由
近時の愛玩動物をめぐる状況に鑑み、新たに愛
玩動物看護師の資格を定めるとともに、その業務
が適正に運用されるように規律する必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。

令和元年六月十四日印刷

令和元年六月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F